新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第３号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第２条の規定に基づき新潟東港臨海用地造成事業の財務に関し必要な事項を定めるものとする。 （普通財産の貸付期間） **第131条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、法令の範囲内において、前項に規定する期間を超えて当該財産を貸し付けることができる。 ３　前２項に規定する貸付期間は、更新し、又は延長することができる。この場合においては、更新又は延長のときから前２項に規定する貸付期間を超えることができない。	（趣旨） **第１条**　この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第１条の規定に基づき新潟東港臨海用地造成事業の財務に関し必要な事項を定めるものとする。 （普通財産の貸付期間） **第131条**　（略） ２　前項の貸付期間は、更新することができる。この場合においては、更新のときから前項各号に規定する期間をこえることができない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。